

## 【臨時委員の就任】

- 臨時委員に社会的養護を経験した当事者を任用できると良いのではないかと。ヒアリングだけではなく、検討のプロセスに当事者が関わるのが重要である

## 【更なる現状分析】

- 権利擁護の体系だけでなく、意見表明支援の体系についても整理する必要がある
- 児童養護施設における苦情解決制度や第三者委員の実態把握について、アンケートの回答数を増やし、更に正確な実態を把握する必要がある
- ケアラーバーの調査結果も踏まえて、ヒアリングや新たな仕組みの検討を進めるべきではないか

## 【子供へのヒアリング】

- 子供へのヒアリングにあたっては、子供自身の権利や訪問の目的を紙芝居等を使って分かりやすく説明した方が良いのではないかと
- ヒアリングを通して、権利や相談方法について子供自身が理解できているか、現状を把握できると良い

## 【既存の取組の有効性を高める方策】

- 児童養護施設の苦情解決制度や第三者委員について、施設によって取組状況に差があるため、是正する必要があるのではないかと
- 子供の権利ノートの幼児版、障害児版もあると良いのではないかと
- 在宅指導の子供にも、権利ノートのようなものがあると良いのではないかと

## 【権利救済システム・意見表明支援員】

### (共通)

- 具体的な制度導入にあたっては、現在の社会的養護の中にどのように入れていくのがスムーズで効果的なのかを検討する必要がある
- 仕組みのあり方（マクロレベル）、制度運営（メゾレベル）、ツール（ミクロレベル）の各段階に分けて検討できると良いのではないか
- 施設の種別や子供の状況に応じて、どのような支援が必要か検討する必要がある
- 措置が解除された子供が過去の措置に対して意見表明をする場合についても、今回の検討の範囲に含めるか決めておく必要があるのではないか
- 施設の職員等が日頃から子供の意見を聴くことができるよう、子供が語る場を保障する仕組みや職員の研修について検討する必要がある

### (意見表明支援員)

- 意見表明をする子供、意見を聴く児童福祉司等、意見表明を支援する人の三者の関係を整理していく必要がある
- 施設を移った場合や措置解除となった後においても、一貫して意見表明を支援できる仕組みが必要ではないか
- 弁護士や臨床心理士などの資格をもった人による支援や、子供の身近にいる人と連携した支援について検討する必要があるのではないか
- 福祉以外の経験を持つ人も、問題解決に携わることができる方が良いのではないか